

●香川県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年7月17日から同年8月7日まで一般の縦覧に供する。

平成21年7月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松長尾大内線（10号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市木太町字川西1887番1地先から 高松市木太町字川西1891番1地先まで	12.0~18.0	22	平成15年香川県告示第575号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成21年7月17日